

京情審答申第110号
平成27年8月6日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成26年12月10日付け6林第632号で諮問のあった事案について、次のと
おり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年10月17日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「昭和42年以前の森林測図網野町橘中学校付近」及び「昭和42年以前の網野町木津26番山林簿」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成26年10月28日、実施機関は、請求対象文書を保有していないため、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成26年11月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成26年12月10日、実施機関は条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 昭和42年における等高線のある森林計画図は、公図を基に、聞き取り調査等を行うことによって作成されたと考えるが、このような作成の経過を踏まえれば、それ以前の等高線のない測図による計画図は、最初の大事な図面であるので、これを廃棄することはあり得ない。
- 2 実施機関は、「修正前の森林計画図及び森林簿は、修正後において保有の必要がないものとして廃棄した」と説明するが、当該説明によれば既に廃棄されているはずの昭和42年以前の等高線のない測図による計画図について、

異議申立人は、平成 18 年にその存在を確認し、実際に当該計画図を実施機関から入手している。

よって、実施機関の廃棄したとの説明は、事実ではない。

3 実施機関からは、京都府立総合資料館（以下「資料館」という。）で保管されている行政文書につき「主として京都府が事業主体となって実施した事業の関係書類が保管されている」との説明を受けている。

4 以上のことから、請求対象文書は、存在すると考えるのが相当である。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 請求対象文書は、異議申立人に確認したところ、本件請求に係る森林に関する昭和 42 年以前に作成されていた網野町橋中学校付近の森林施業図（現森林計画図）及び網野町木津 26 番地の森林簿であると認められる。

森林計画図及び森林簿については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づき、地域森林計画の樹立又は変更に当たって必要となる資料であり、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林国管第 164 号農林水産事務次官依命通知。以下「通知」という。）第 3 の 3 及び第 4 の 2 に基づき、都道府県ごとに全ての民有林を対象とし、森林計画図にあっては「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者がその権原に係る森林が地域森林計画の対象に含まれるかどうか容易に判断することができる」図面として、森林簿にあっては「地域森林計画の対象とする森林について林況等を取りまとめた」台帳として、それぞれ作成されることとなっている。

2 1 により作成された森林計画図及び森林簿については、現況の民有林の状態を確実に把握することができるようにするため、通知第 3 の 3 及び第 4 の 3 に基づき、必要な更新又は修正が行われているところであり、具体的には、都道府県若しくは市町村の林務に係る事務担当者又は林業関係者が、年間を通じて、民有林の区域の増減等の情報を取得し、京都府においては、林務課に集約の上、当該情報によって森林計画図及び森林簿の内容を毎年更新するほか、法第 5 条第 5 項の規定により、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときに、適宜変更するという作業が行われているところである。

3 京都府では、2 の場合における森林計画図及び森林簿の更新等の作業では、最新の情報によって、それ以前の情報を置き換えて新規に作成するという手法を採用しているところであるが、当該置き換えられる過去の情報については、現況の民有林の状態を確実に把握することができるようにするというこれらの資料の作成の目的に照らし、京都府として引き続き保有する必要がないた

め、当該過去の情報が記載された森林計画図及び森林簿は、廃棄しているものである。

このような経過により、昭和 42 年以前の森林施業図（現森林計画図）及び森林簿は、いずれも、累年使用されている台帳類と同様、毎年の更新等の作業の結果、廃棄されたものであり、既に存在しない。

- 4 なお、異議申立人が、第 4 の 2 において実施機関から入手したと主張する図面は、等高線が入っていない区画のみの図面であるが、これは、森林計画図とは別の図面であって、京都府では、森林施業図として整理していたものである。この森林施業図については、昭和 54 年から昭和 55 年までにかけて段階的に等高線が入った現在の森林計画図に更新したという経過があり、当該更新後の森林施業図については、3 と同様の考え方により保有する必要がないため、京都府としては、廃棄してきたところであるが、一部の地方機関では、参考資料として、引き続き保有していた場合が過去においてあり、この場合に、これを異議申立人からの求めに応じて提供したという経過があつたことが認められる。しかしながら、現時点においては、本件請求に係る森林に関する森林施業図の保有は、確認することができなかつた。
- 5 おって、異議申立人は「実施機関から資料館に保管されているとの説明を受けた」と主張するが、当該説明は一般的な説明にすぎず、本件請求に係る森林に関する昭和 42 年以前の森林施業図及び森林簿について具体的に説明したものではないものと思われる。
- 6 以上のとおり、本件請求に係る森林に関する昭和 42 年以前の森林施業図及び森林簿は、既に廃棄されており、存在しない。

第 6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

異議申立人が本件請求、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている請求対象文書は昭和 42 年以前に作成された網野町橋中学校付近の森林施業図及び網野町木津 26 番地の森林簿であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

- (1) 異議申立人は、現在は等高線のある森林計画図に変更されているものの、平成 18 年時点では等高線のない森林施業図を実施機関が保有しており廃棄がされていなかったこと及び資料館には主として京都府が事業主体となって実施した事業の関係書類が保管されているとの説明を受けていることを理由として、昭和 42 年以前の図面についても、現に存在していると考えるのが相当であると主張するものと解される。

(2) しかし、昭和 42 年以前の森林施業図及び森林簿は、累年使用されている台帳類と同様、更新又は修正後において保有の必要がないものとして廃棄されており、実施機関において保有されているという事実は認められなかった。

また、平成 18 年に入手したとする計画図は、区画図のようなものとして整理した森林施業図であり、昭和 54 年から昭和 55 年までにかけて、等高線が入った現在の森林計画図に段階的に更新され、不要となった図面であり、実施機関では、この図面を平成 18 年当時参考資料として保有していたことは認められるが、現在、実施機関において保有されているとは認められなかった。

したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する請求対象文書が存在するとは認められず、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人の主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 12 月 10 日	諮問書の受理
平成 26 年 12 月 25 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 27 年 1 月 5 日	異議申立人の意見書の受理
平成 27 年 1 月 28 日	第 1 回審査会
平成 27 年 4 月 13 日	第 2 回審査会
平成 27 年 7 月 29 日	第 3 回審査会
平成 27 年 8 月 6 日	答 申